

## 療育給付事務要領

### 第1 目的

この要領は、児童福祉法（以下「法」という。）第20条の規定に基づく療育の給付（以下「給付」という。）について、函館市児童福祉法施行細則（平成17年函館市規則第82号以下「規則」という。）の定めるところによるほか、本要領によることとし、もって結核児童に対して療養にあわせて学習の援助を行うため、これを病院に入院させ適正な給付を図るものとする。

### 第2 給付の対象

給付の対象となる児童は、次に掲げる給付対象疾病および給付対象年齢の要件を具備する者であって、指定療育機関の医師が長期療養のための入院（治療予定期間が6ヵ月以上）を必要と認めた者とする。

- (1) 給付対象疾病 結核に限るが、結核に起因する疾病または当該治療に支障をきたす疾病を併発しているときは、それぞれの治療を給付の対象として差し支えない。
- (2) 給付対象年齢 法第4条に規定する満18歳未満の児童であること。ただし、学習用品については、学校教育法に基づく義務教育課程在籍者についてのみ支給するものとする。

### 第3 給付の内容

療育の給付は、適切な生活指導のもとに医療と教育をあわせて行い得る、指定療育機関に入院療養中の結核児童に対する医療ならびに学習および療養生活に必要な日用品（以下「物品」という。）の支給とする。

- (1) 給付は、療育券を指定医療機関に提出して受けるものとする。
- (2) 給付は、現物給付によることを原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合にのみ現物給付にかえて、その費用を支給するものとする。
- (3) 給付の種類は、法第20条第3項の規定による次の各号に掲げるものとする。

#### 1) 医療

##### 診察

薬剤または治療材料の支給

医学的処置、手術およびその他の治療ならびに施術

病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護

##### 移送

これらのうち、治療上必要があると認められる補装具、および移送の給付の取り扱いは、次によるものとする。

ア 補装具の申請にあたっては、補装具交付申請書に、補装具交付意見書、および指定業者の見積書を添付するものとする。

イ 移送費については、生活保護家庭またはこれに準ずる世帯とし、かつ、症状により歩行困難または歩行不相当と認められる場合に限り支給することとし、指定医療機関に入院する場合の交通費とする。

なお、入院に際し、介護者が必要と認められる場合には、付添人についても支給することができる。

#### 2) 学習用品

直接学校で使用される教科書、ノート等の通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものとし、別表に定める額の範囲内とする。

#### 3) 日用品

児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子ども新聞、教養図書、手工（芸）材料、玩

具等のほか、必要に応じて身の廻り品、下着等も含むものとし、別表に定める額の範囲内とする。

物品の支給に当たっての取り扱いは次によるものとする。

ア 受療中の児童が物品の支給を受けようとするときは、学習用品については、指定療育機関の学校担当教諭、日用品については、病棟師長の意見を附して療育物品支給申請書を作成し提出するものとする。

イ 市長は、見積書により購入する物品を決定したときは、業者にその納入日時と場所を指定して、物品を支給するものとし、申請者より受領書を徴する。

#### 第4 医療費の請求および支払い

(1) 市長は、結核児童に対して医療の給付が行われたときは、当該医療に係る費用のうち 本人または扶養義務者が負担することとなる額を、本人または扶養義務者より徴収する。

(2) 医療給付に係る診療報酬で指定医療機関が請求することができる額は、当該医療給付につき健康保険法（大正11年法律第70号）、日雇労働者健康保険法（昭和28年法律第207号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）、地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）、もしくは私立学校職員等共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者もしくは被扶養者に係る保険者負担額がある場合または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担分がある場合、当該保険者負担額および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担分をそれぞれ算定額から控除した額とする。

(3) 前項に基づく医療費について、指定医療機関は各月に行った医療につき、別に定める診療報酬請求書および診療報酬請求明細書を作成し、翌月10日までに国民健康保険の被保険者に係る医療費については、北海道国民健康保険団体連合会に、国民健康保険を除く社会保険の被扶養者に係る医療費については、北海道社会保険診療報酬支払基金事務所に提出し、決定のうえ、その診療報酬を支払うものとする。

#### 第5 台帳の整備

療育給付の状況を明確にしておくため、療育給付台帳を備えつけ、必要事項を記載して整備しておくものとする。

##### 附 則

改正後の要領は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則

改正後の要領は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表

費 目	1人あたり月額
学習用品費（小学生）	2,190円
学習用品費（中学生）	2,810円
日用品費	18,510円